

公益社団法人福知山市文化協会
入会金及び会費に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人福知山市文化協会（以下「協会」という。）定款第7条による入会金及び会費の額及びその納入方法について定め、もって協会の財政的安定に資することを目的とする。

（入会金）

第2条 会員になろうとするものは、入会申込書提出と同時に次の入会金を納入するものとする。
ただし、入会の承認を得られなかった場合は、これを返還する。

（1）個人会員 金 3,000円

（2）団体会員 金 10,000円

（会費）

第3条 会員はつぎの会費を納入しなければならない。

（1）正会員のうち、個人会員 年額 金 2,000円

（2）正会員のうち、団体会員 年額 金 5,000円に毎年4月1日現在における所属会員1名につき年額 金 1,500円を加算した額

（3）賛助会員 その額を定めない。

（会費の使途）

第4条 会費は、公益目的事業に4割、公益目的事業以外に6割を使用できるものとする。

（支払い方法）

第5条 会員は第3条に定める会費を毎年6月30日までに協会の事務局に持参し、又は協会が指定した金融機関の口座へ振込にて納入するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人福知山市文化協会の設立の登記の日から施行する。

改正附則

この規程は、平成26年6月25日から施行する。

改正附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。